

副本

平成24年(行ウ)第211号 保有個人情報開示処分取消等請求事件

原 告 宮部龍彦

被 告 国(処分行政庁 大阪法務局長)

準備書面(1)

平成24年8月30日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告指定代理人

高 橋 理 惠



前 畑 聰 子



松 本 展 明



岩 井 宏 之



廣 幡 直 樹



第1	答弁書の請求の趣旨に対する答弁の訂正	3
第2	請求の趣旨第2項の訴えに対する本案前の答弁の理由	3
第3	請求の原因に対する認否	4
第4	本件訴訟に至る経緯等	6
1	本件人権侵犯事件の概要	6
2	本件保有個人情報開示請求	7
3	本件開示請求に係る決定及びその通知、それに基づく文書の開示	7
4	不服申立ての経緯等	8
(1)	審査請求	8
(2)	審査会の答申	8
(3)	審査請求に対する裁決及びその通知	8
5	訴訟の提起	9
第5	人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防に関する事務について	9
第6	法14条2号及び7号の趣旨について	10
1	法14条の目的について	10
2	法14条2号及び7号の趣旨について	11
(1)	法14条2号について	11
(2)	法14条7号について	11
第7	本件処分が適法であること	12
1	本件対象文書の概要	12
2	本件対象文書に記載された情報が法14条2号及び同条7号の不開示情報に該当すること	13
(1)	法14条2号本文該当性について	13
(2)	法14条7号柱書き該当性について	14
3	小括	19
第8	結語	19

被告は、本準備書面において、訴状請求の趣旨を変更する旨の原告の平成24年4月16日付け回答書（以下「回答書」という。）及び同年6月5日付け裁判所書記官事務連絡（以下「事務連絡」という。）を踏まえ、答弁書における請求の趣旨に対する答弁を訂正し（後記第1），上記変更後の請求の趣旨第2項の請求に係る訴えが不適法であることについて述べるとともに（後記第2），請求の原因に対して認否した上で（後記第3），大阪法務局長が平成23年3月18日付け原告に対してもした保有個人情報部分開示決定（ただし、原告が本訴において取消しを求めている部分に限る。）が適法であることについて主張する（後記第4ないし第7）。

第1 答弁書の請求の趣旨に対する答弁の訂正

回答書及び事務連絡により訴状請求の趣旨が変更されたことを踏まえ、答弁書の請求の趣旨に対する答弁を、以下のとおり訂正する。

- 1 原告の本件訴えのうち請求の趣旨第2項の請求に係る訴えを却下する
 - 2 本件訴えのその余の部分に係る原告の請求を棄却する
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の趣旨第2項の訴えに対する本案前の答弁の理由

- 1 原告は、請求の趣旨（回答書及び事務連絡における変更後のもの。以下同じ。）第1項において、大阪法務局長が平成23年3月18日付け原告に対してもした保有個人情報部分開示決定のうち別紙保有個人情報一覧番号27の情報（以下「本件対象情報」という。）の開示をしないとした部分（以下「本件処分」という。）の取消しを求るとともに、同第2項において、上記の処分により不開示とされた本件対象情報の開示決定の義務付けを求めていた（以下「本件義務付けの訴え」という。）。
- 2 本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6

項2号所定のいわゆる申請型の義務付けの訴えと解されるところ、申請型義務付けの訴えのうち「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型については、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができるとされている（行訴法37条の3第1項2号）から、併合提起した処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求（同条3項2号）が認容されることが訴訟要件である（市村陽典「行政事件訴訟法の改正と訴訟実務」法律のひろば57巻10号27ページ）。

しかしながら、後記のとおり、本件処分は適法であり、取り消されるべきものには当たらない。よって、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き、不適法であるから、却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「1 当事者等」について

「原告は、」から「運営者であり、」までは認め、その余は否認する。原告が主張する「本件情報に係る人権侵犯事件」が大阪法務局平成22年第427号に係る人権侵犯事件をいう趣旨であれば、同事件の相手方は「不詳」である（甲第6号証4枚目）。

2 「2 事実経過」について

(1) 「(1)」について

原告が運営しているインターネット上のブログ「鳥取ループ」（以下「本件ブログ」という。）の当時のアドレスが訴状記載どおりであったこと、原告が本件ブログに甲第1号証の1及び2に記載された意見を掲載していたことは認め、その余は不知。

(2) 「(2)」について

大阪法務局が本件ブログを掲載していたブログ運営会社に対し本件ブログ

に掲載された情報の一部について削除要請をしたこと、原告が平成22年4月21日に大阪法務局に対して削除を拒否する旨連絡したことは認め、その余は不知。

(3) 「(3)」について

認める。

(4) 「(4)」について

認める。

(5) 「(5)」について

認める。ただし、原告の法務大臣に対する審査請求は、大阪法務局長（処分庁）を経由して行われた。

(6) 「(6)」について

認める。

(7) 「(7)」について

おおむね認める。ただし、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論は、「別紙1に掲げる文書1ないし27に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分（別紙2に記載した部分）を開示すべきである。」が正しい。

(8) 「(8)」について

「情報公開・個人情報保護審査会の答申に反し」とあるのを、「上記(7)記載の審査会の答申の内容と異なり」との趣旨と解した上で認める。

3 「3 法第14条第2号への非該当性」について

原告が本件対象情報の出典であると主張する文献が国立国会図書館に所蔵されているか否かは、不開示情報である本件対象情報の内容を推知させる情報であるから認否することができない。その余は知らないし争う。

4 「4 法14条7号柱書きへの非該当性」について

裁決書（甲第12号証）4及び5ページに、おおむね原告主張に係る記載がされていることは認め、その余は争う。

5 「5 法6条柱書きへの非該当性」について

「法6条柱書き」を「法14条柱書き」の誤記と解した上で、同条柱書きが、保有個人情報の原則開示を義務付けているとの点は一般論としてであれば認め、その余は否認ないし争う。

6 「憲法第21条各項への違反および人権侵犯事件調査処理規程第17条第1項への該当性」について

(1) 第1文ないし第3文について

いずれも争う。

(2) 第4文について

回答書によって取り下げられた変更前の訴状記載の請求の趣旨第3項の訴えに関するものであり、認否の限りでない。

7 「結語」について

否認ないし争う。

第4 本件訴訟に至る経緯等

1 本件人権侵犯事件の概要

大阪法務局は、本件ブログに掲載された情報に関して関係行政機関から通報を受け、平成22年3月2日、相手方不詳のまま、事件名を「インターネット上における地図情報等の掲載による差別助長行為」とする人権侵犯事件（以下「本件人権侵犯事件」という。）を立件して救済手続を開始した（甲第6号証4枚目）。

大阪法務局は、関係者からの事情聴取等を行った後、本件ブログの運営会社であるF C 2, I n c.（以下「F C 2社」という。）に対し、本件ブログに掲載された情報の一部を削除するよう要請し、同年5月26日、事件を処理し

た（甲第6号証8枚目）。

他方、原告は、大阪法務局がFC2社に削除要請を行ったことに関し、平成22年4月21日、同局に電話をかけ、自らが本件ブログの開設者である旨名乗り、FC2社から原告に削除要請の連絡があったが応じられない旨を伝えた（甲第6号証35ないし39枚目）。

2 本件保有個人情報開示請求

原告は、平成23年1月11日、大阪法務局長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）13条1項に基づき、開示を請求する保有個人情報を「インターネットサイト鳥取ループに対する削除要請に係る人権侵犯事件記録（大阪市内の同和地区に関するもの）文書の特定については別紙のとおり」とする保有個人情報開示請求書を提出した（以下「本件開示請求」という。甲第4号証）。

なお、平成23年1月11日から同月17日まで、本人確認のための補正期間が、同年2月11日から同月14日まで、開示請求文書特定のための補正期間が、それぞれ設けられた（甲第4号証）。

上記補正の結果、本件開示請求の対象は、別紙のとおりであると特定された（甲第4号証2枚目。以下「本件保有個人情報」という。）。

3 本件開示請求に係る決定及びその通知、それに基づく文書の開示

大阪法務局長は、平成23年3月18日、本件保有個人情報のうち、①開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報が含まれている部分は法14条2号本文に、②事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分は法14条7号柱書きに、③法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分は法14条3号イにそれぞれ該当するとして、上記の各不開示情報が記載された部分については不開示とし、その余を開示とするとの決定をし、その際、本件対象情報（別紙番号27の文書に記載された情報）については全部不開示とされた。

大阪法務局長は、そのころ、上記の旨を原告に通知するとともに、同月 28 日、不開示部分についてマスキングを施した上で対象文書の写しを原告に送付した（合計 98 枚。甲第 6 号証 2 枚目。なお、甲第 6 号証に添付された文書はそのうちの一部であり、別紙番号 27 の文書を含め全部不開示とされた文書は添付されていない。）。

4 不服申立ての経緯等

(1) 審査請求

原告は、平成 23 年 4 月 11 日、法務大臣に対し、行政不服審査法 5 条に基づき、本件処分のうち、「調査の結果得られた証拠を印刷した書面」等、審査請求人により既にインターネットにより公開されている情報を不開示とした部分の取消しを求めて審査請求をした（以下「本件審査請求」という。甲第 7 号証）。

(2) 審査会の答申

法務大臣は、平成 23 年 5 月 12 日、法 43 条の規定に基づき、審査会に対し、本件審査請求に係る質問をし、原告にその旨通知した（甲第 8 号証及び第 9 号証）。

これに対し、審査会は、平成 23 年 10 月 3 日、法務大臣に対し、本件処分について、「別紙 1 に掲げる文書 1 ないし文書 27 に記録された保有個人情報（括弧内略）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分（別紙 2 に記載の部分）を開示すべきである。」との答申をした（以下「本件答申」という。甲第 11 号証）。

(3) 審査請求に対する裁決及びその通知

法務大臣は、平成 23 年 12 月 1 日、本件答申の内容と異なり、本件審査請求を棄却する旨裁決し（以下「本件裁決」という。），これを原告に通知した（甲第 12 号証）。なお、本件裁決においても、本件対象情報については、法 14 条 2 号本文及び同条 7 号柱書きに該当すると判断された（甲第 1

2号証別紙)。

5 訴訟の提起

原告は、御庁に対し、別紙番号27の情報（本件対象情報）を不開示とした部分（本件処分）の取消し及び同文書の開示の義務付けを求めて本件訴訟を提起した。

第5 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防に関する事務について

法務局及び地方法務局（以下「法務局」という。）は、国民の権利擁護の任務を達成するために法務省が所掌する「人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること」を分掌しており（法務省設置法（平成11年法律第93号）3条、4条26号、18条1項）、調査及び処理に関し必要な事項を「人権侵犯事件調査処理規程」（平成16年3月26日法務省訓令第2号）（以下「規程」という。乙第1号証）で定めている。

上記の調査及び処理の事務は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とするものであり（規程2条）、その事務遂行に当たっては、当該人権侵犯事件に応じた適切な措置を講ずるため、法務局職員らが、申立人（被害者）のみならず、その他の関係者等から、事件に関する事情を聴取したり、関連する資料の提供を受けるなどして、必要な証拠を収集し、収集した証拠について評価し、調査や処理（措置等）の方針等を協議、検討、報告するなどしている。

法務局では、インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等についても人権侵犯事件として取り扱っており、その類型の一つとして、①人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向の共通の属性を有す

る不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で（目的の要件）、②当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を（対象情報の要件）、③インターネット上に流通させることにより公然掲示する（対象行為の要件）という3要件を全て満たすものを、差別を助長するおそれのある行為（以下「差別助長行為」という。）として、調査及び処理の対象としている。

そして、このような「差別助長行為」の疑いのある情報について、第三者からの通報等により情報の存在を認知した場合などには、人権侵犯による被害の予防を図るため、遅滞なく必要な調査を行い、当該情報が掲載されている掲示板等を運営するプロバイダ等に対し、当該情報の削除要請を行うこととしている（ただし、法的強制力は有しない。）。なお、上記の削除要請は、人権侵犯事件における措置としての要請、すなわち「人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること（要請）との規程14条1項1号に基づく措置であるため、当該情報をインターネット上に流通させた本人に対してではなく、当該情報が掲載されている掲示板等を運営するプロバイダ等に対して行われている。

第6 法14条2号及び7号の趣旨について

1 法14条の目的について

法14条は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しているところ、これは、個人情報開示請求制度が、個人にとって、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正を確認する上で重要な制度であるため、不開示情報以外は原則開示するとの枠組みを採用した趣旨である。

一方で、行政機関が保有する個人情報を開示する際には、本人のみならず、本人以外の第三者や法人等の権利利益、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある。そのため、法14条各号は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として定めているのであって、同条各号に該当する情報については開示が禁止されていると解すべきである（以上につき、総務省行政管理局監修、社団法人行政システム研究所編集「行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）」78ページ参照）。

2 法14条2号及び7号の趣旨について

(1) 法14条2号について

法14条2号柱書きは、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報としている。

これは、開示請求に係る個人情報の中に本人以外の個人の第三者の情報が含まれている場合があり、その情報を開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるためである（前掲「行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）」81ページ）。

(2) 法14条7号について

ア 法14条7号柱書きは、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報

としている。

これは、国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しいため、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを法14条7号イからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである（前掲「行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）」95及び96ページ）。

イ 法14条7号柱書きに規定される「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれをいう（前掲「行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）」96及び97ページ）。

第7 本件処分が適法であること

1 本件対象文書の概要

本件対象情報（保有個人情報一覧記載の番号27の情報）が記載された文書は、本件人権侵犯事件の事件記録の一部を構成する行政文書であり、同人権侵犯事件に係る調査の過程で得られた証拠である（以下「本件対象文書」という。）。

本件対象文書は、本件ブログに掲載された情報の一部を印刷した合計7枚のA4版の文書であり、本文、添付ファイル及びウェブ上のホームページアドレスから構成されている。具体的には、本件対象文書の1枚目には、本件人権侵

犯事件に関し大阪法務局長が本件ブログ運営会社を経由して、本件ブログに掲載された情報の一部を削除するよう要請した経緯に対する原告の見解及びウェブ上のホームページアドレスが、同2枚目及び3枚目には、同和地区の所在地である旨が明示された特定の地域の地図及び添付ファイル(PDFファイル)のハイパーリンクが、同4枚目ないし7枚目には、原告が過去に開示を受けた同種事案における情報について削除要請から開示請求に至るまでの経緯及び原告の見解等が記載されており、当該記載の内容を補完し、又は一体を成すものとして、原告が上記の開示請求で取得した行政文書等の添付ファイル(PDFファイル)のハイパーリンクが記載されている。

2 本件対象文書に記載された情報が法14条2号及び同条7号の不開示情報に該当すること

(1) 法14条2号本文該当性について

ア 本件対象文書には、上記1のとおり、特定の地区が同和地区であるとする情報が地図等や文章を用いて相当程度の具体性をもって掲載されている。

しかし、本件対象情報は、その内容が事実か否かに関わらず、同和地区であると特定された地域に現に居住する者及び同地域の出身者等の不特定多数の者が同和地区出身者であることを示唆する情報にほかならないから、同居住者らに対する不当な差別を助長することになることは明らかである。

よって、本件対象情報は、その性質上、法14条2号所定の「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、（中略）開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当する。

イ これに対し、原告は、本件対象情報の出典は国立国会図書館において誰でも閲覧・複写可能であるから、本件対象情報を公にしても個人の権利利

益を害するおそれではなく、法14条2号本文には該当しない旨主張する（訴状第2の3・3ページ）。

この点、本件対象情報の一部の出典となった文献が国立国会図書館に所蔵されているか否かは、不開示情報である本件対象情報の内容を推知させる情報であるから、それ自体は認否することができないが、一般論として、ある不開示情報が国立国会図書館所蔵の文献を出典とするものであったとしても、国立国会図書館長は、国立国会図書館法21条1項、国立国会図書館資料利用規則8条により、一般市民の資料の利用を例外的に制限する権限も有しているから、常に所蔵書籍を閲覧することができるとはいえない。また、国立国会図書館所蔵の文献を閲覧するに際しては、基本的に同図書館に出向く必要があり、しかも、そのような書籍に接するのは、それに興味を持った者に限られるから、情報がインターネット上で誰もが閲覧できる状態に置かれている場合とはおのずと性質が異なるというべきである。

それゆえ、本件対象情報が国立国会図書館所蔵の文献を出典とするものであったとしても、それをもって当該情報が法14条2号本文に該当しないとはいえない。

(2) 法14条7号柱書き該当性について

ア 法14条7号所定の「おそれ」の判断枠組み

法14条7号所定の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、事務又は事業の根柢となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められ、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度についても単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解されている

(前掲「行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)」96及び97ページ)。

イ 本件対象文書の開示によって法務局での調査手法等が明らかとなること
本件対象文書に記載されている情報には、上記1のとおり、大阪法務局
が本件人権侵犯事件について調査を行った結果得られた証拠の内容が含ま
れているところ、これらの情報が開示されると、今後の人権侵犯事件の調
査処理に際し、担当職員による適正な事務の遂行に支障が生じるおそれが
ある。

すなわち、人権侵犯事件を担当する法務局においては、その事実関係の
調査として任意的手段しか有していないから、調査の実効性を確保するた
めには、任意を旨とする調査に支障が生じることのないよう十分な配慮が
必要である。

しかし、人権侵犯事件の調査の結果得られた証拠が、情報公開制度と
いう法制度の下であれ、その都度明らかされるということになれば、人権
侵犯事件の調査を行う法務局が、どのような段階ないし時期に、どのよう
な事柄に关心を持ったのか、どのような手法で、どのような範囲で証拠を
収集し、収集した証拠をどのように評価するのかなどといった調査の着眼
点や手法が全て明らかにされ、ひいては、どのような人権侵犯事件につき、
規程14条1項1号に基づいて誰に対してどのような要請の措置を講ずる
のかといった措置における着眼点についても容易に予測ないし見通すこと
が可能となってしまう。

しかし、任意的手段という調査手法しか執り得ない現状の下で、調査の
着眼点や具体的手法等が明らかとなり、あるいは措置における着眼点が容
易に予測可能ということになれば、法務局の調査手法等を知り得た開示請
求者等が人権侵犯事件に関する証拠を隠蔽したり、事情聴取において必要
な事項について誠実な供述が得られなくなることは容易に想定されること

ろであるから、今後、同種事件の調査処理を担当する法務局職員による適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

よって、本件対象情報は、法14条7号柱書き所定の不開示情報に該当する。

ウ 本件対象文書を開示することは、法務局自身が差別助長行為に該当する情報を拡散させることにほかならないこと

(ア) 本件対象情報には、不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的として掲載された識別情報が含まれているところ、それらは、その内容が事実であるか否かを問わず、「差別助長行為」に該当する情報として、法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局、人権擁護委員）が長年にわたりその排除に取り組んできた対象そのものである。

すなわち、法務省の人権擁護機関は、かねてから人権侵犯事件の調査処理等を通じて同和問題の解決に努めてきたが、特に重点的に取り組んできた問題として「部落地名総鑑」の問題がある（乙第2号証）。「部落地名総鑑」とは、同和地区の所在地や地区名、世帯数、人口等を掲載した図書であり、その内容と相手方の情報を照合することにより、その者が同和地区出身者であるか否かを判別し、又はおよその見当を付けることができるとされた文献であるところ、昭和50年11月、全国の同和地区の所在地や地区名、世帯数、人口等が記載された「部落地名総鑑」が販売されていることが発覚した。これに対し、法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件としての調査を実施し、その結果、昭和44年頃から昭和55年頃までの間に、8種類の部落地名総鑑が発行されており、主として企業や興信所を中心に、少なくとも、延べ223社（人）に販売されていたことが判明した。そのため、法務省の人権擁護機関は、これらの企業等に対し、人権侵犯事件として、勧告、説示等の措置を執るとともに、合計663冊の部落地名総鑑を回収し、平成元年7月に最

終的な勧告等の措置を執り全事件の処理を終了した。しかしながら、その後も、平成17年頃には、身元調査に利用する目的でされた戸籍不正請求事件（行政書士らが、戸籍謄本等を職務上交付請求する場合でないのに、調査会社等からの依頼を受け、職務上交付請求する場合であるかのように装って、戸籍謄本等を不正に取得するなどしていた事案）が発覚し（乙第3号証の1、2）、また、平成18年には、電子版の「部落地名総鑑」が発見されたとの報道がされる（乙第4号証）など、「部落地名総鑑」の問題は解決したとはいえない状況にある。

さらに、近年では、インターネットの普及とともにその掲示板等において、差別を助長・誘発する表現等とともに特定の地域名を摘示した「部落地名総鑑」類似の情報が掲載される事例も現れてきているところ、このような差別を助長・誘発する表現等とともに特定の地域名を摘示した情報を放置することは、更なる差別が助長・誘発されるおそれがあるため、法務省の人権擁護機関では、このような情報を認知する都度、プロバイダ等に対し、その情報の削除を要請するなどの措置を講じているところである。

以上のように、法務省の人権擁護機関は、同和問題に関する情報が文書という媒体で社会に存在する場合には、当該情報が閲読や複写文書という形態で社会に流通することを阻止するため、元の媒体である文書の回収を行い、また、当該情報がインターネットを通じて社会に提示されたような場合には、当該ブログの閲読やダウンロードによる電磁的記録の複製のほか、印刷による文書の作成、その閲読、さらに複写による文書の複製という形態で当該情報が社会に流通、拡散することを阻止するために、元の媒体であるブログからの削除を要請するなどしてきたものであり、このような対応の成果として、同和問題は、着実に解消に向かつてはいるものの、結婚問題等を中心とする差別事案はなお残っており、

近年においても、人権侵犯事件の新規手続開始件数のうち、同和問題に関する差別待遇の事案は、平成22年で150件、平成23年で137件と相当数に及んでいるところである（乙第5号証）。

(イ) 以上からも明らかなように、法務省の人権擁護機関の長年の取組は、媒体及び形態を問わず、社会に本件対象情報と同種の情報が流通することを阻止することを目的とするものであるといえる。

しかし、本件対象文書には「差別助長行為」に該当する情報が記載されているのであるから、原告に対し、これを開示することは、実質的にみて、新たな媒体として「差別助長行為」に関する情報を社会に存在、拡散させることになるのであって、これまでの法務省の人権擁護機関による取組と全く相反し、いわば、人権擁護機関が自ら「部落地名総鑑」を業者から回収しながら、その業者からの請求に応じて「部落地名総鑑」の写しを交付して使用し続けさせるに等しく、人権擁護機関が阻止しようとした事態を自ら惹起することにほかならないといえる。

加えて、上記1でも述べたとおり、原告のブログでは、同種事案において過去に開示された文書が公開されていることに鑑みれば、本件対象文書に記載された情報が開示されれば、更に原告がこれを本件ブログに掲載して、あたかも法務省が「差別助長行為」に該当する識別情報を公開したかのような趣旨を付記するなどした上で同情報を拡散させる蓋然性も極めて高いというべきである。

よって、本件対象文書に記載された情報を開示することは、法務省の人権擁護機関の長年にわたる取組と全く矛盾するものであるとともに、これを開示すれば、法務省の人権擁護機関の調査救済手続に対する国民からの信頼が損なわれかねず、人権擁護行政に係る事務の適正な遂行に重大な支障が生じることになるから、本件対象文書に記載された情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するというべきである。

3 小括

以上のとおり、本件対象文書に記載された情報は、法14条2号及び7号柱書きの不開示情報に該当するから、これを開示することはできない。よって、本件処分は適法である。

第8 結語

以上のとおり、本件処分は適法であるから、その取消しを求める原告の請求は理由がなく、棄却されるべきであり、また、本件義務付けの訴えは不適法であるから却下されるべきである。

以上

別紙

開示を請求する保有個人情報の名称

「平成22年4月、大阪法務局が、開示請求者が運営しているインターネットホームページに掲載された情報について、人権侵害を理由として、当該ブログを管理しているプロバイダーに対して、削除要請を行う措置を執った人権侵犯事件の記録一式（次のとおり）」

- 1 特別事件開始及び調査結果報告書決裁文書
- 2 平成22年5月19日付け特別事件開始及び調査結果報告書
- 3 平成22年5月26日付け承認書
- 4 平成22年6月1日付け特別事件処理報告書
- 5 平成22年2月22日付け口頭聴取書
- 6 平成22年2月23日付け（午後1時50分）電話聴取書
- 7 平成22年2月23日付け（午後6時50分）電話聴取書
- 8 平成22年3月1日付け口頭聴取書
- 9 平成22年3月2日付け報告書
- 10 平成22年3月5日付け電話聴取書
- 11 平成22年3月9日付け電話聴取書
- 12 平成22年3月10日付け電話聴取書
- 13 平成22年3月12日付け電話聴取書
- 14 平成22年3月31日付け電話聴取書
- 15 平成22年3月31日付け法務省人権擁護局調査救済課発出文書
- 16 平成22年4月6日付け電話聴取書
- 17 平成22年4月7日受信電子メール文書
- 18 平成22年4月13日付け電話聴取書
- 19 平成22年4月15日付け決裁文書
- 20 平成22年4月21日付け受信電子メール文書
- 21 平成22年4月21日付け（午後2時）電話聴取書
- 22 平成22年4月21日付け（午後3時15分）電話聴取書
- 23 平成22年4月21日付け（午後4時）電話聴取書（対 ミヤベ某男）
- 24 平成22年4月21日付け（午後4時）電話聴取書（対 本省）
- 25 平成22年4月22日付け送信電子メール文書
- 26 平成22年4月22日付け受信電子メール文書
- 27 調査の結果得られた証拠を印刷した書面

上記全ての文書の開示を請求します。

宮部 靖彦

